### 卒業論文 2018年度 (平成30年度)

# ブロックチェーン技術とメッセージング技術を使用した IoT データ市場 MIWWG の提案と実装

#### 指導教員

慶應義塾大学環境情報学部

中澤 仁 村井 純 楠本 博之 中村 修 Osamu Nakamura Rodney D. Van Meter III 植原 啓介 三次 仁 高汐 一紀 武田 圭史

## 慶應義塾大学 総合政策学部 井上 義之

tigerman@ht.sfc.keio.ac.jp

## 学部論文要旨 2018年度 (平成30年度)

### ブロックチェーン技術とメッセージング技術を使用した IoT データ市場 MIWWG の提案と実装

#### 論文要旨

日本語で要旨、ベタ書きで ok.

キーワード

ブロックチェーン, IoT, メッセージングシステム

慶應義塾大学総合政策学部 井上 義之

#### Abstract of Bachelor's Thesis Academic Year 2018

# Implementing and Evaluating MIWWG: IoT data market which is made of blockchain and messaging technology.

#### ${\bf Abstract}$

abstract in English.

Keywords

blockchain; IoT; messaging system

Keio University
Faculty of Policy Management
Yoshiyuki Inoue

# 目次

第1章	序論	1
1.1	书景	1
1.2	IoT データ市場に関する問題	2
1.3	目的とアプローチ	
1.4	本論文の構成	2
第 2 章	背景と問題意識	7
2.1	背景	7
	2.1.1 IoT	7
	2.1.2 IoT データ市場	7
	2.1.3 ブロックチェーン技術	8
2.2	IoT データ市場に関する問題	11
	2.2.1 政治的な問題	11
	2.2.2 技術的な問題	12
2.3	まとめ	15
第 3 章	ブロックチェーン技術	17
3.1	仕組み	17
	3.1.1 暗号技術と署名	17
	3.1.2 トランザクション	17
	3.1.3 ブロック	17
	3.1.4 マイニング	17
	3.1.5 改竄可能性	17
3.2	問題点	19
	3.2.1 現行の管理体制	20
	3.2.2 犯罪への利用	21
	3.2.3 取引の公開性	20
	3.2.4 スケーラビリティ	21
3.3	オフチェーン技術	21
3.4	Bitcoin	21
3.5	Ethereum	21
	3.5.1 チューリング完全	20

	3.5.2 スマートコントラクト	. 21
	3.5.3 Solidity	. 20
	3.5.4 $\mu$ Raiden	. 21
3.6	Augur	. 21
3.7	まとめ	. 21
第 4 章	MIWWG:支配者の存在しない IoT データ市場	23
4.1	市場の要件	. 23
	4.1.1 中央集権組織の非存在	. 17
	4.1.2 データの売買	. 17
	4.1.3 大量な IoT データの処理	. 17
	4.1.4 売買方法の決定可能	. 17
	4.1.5 各ステークホルダからの見え方	. 17
4.2	取引のプロセス	. 23
	4.2.1 データ陳列	. 23
	4.2.2 取引開始	. 23
	4.2.3 データ販売とデータ転送	. 24
	4.2.4 満期による取引終了	. 23
	4.2.5 中断による取引終了	. 24
4.3	まとめ	. 29
第5章	設計と実装	35
5.1	設計	. 35
	5.1.3 システム構成	. 37
	5.1.1 メッセージングシステム	. 35
	5.1.2 ブロックチェーン技術	. 36
5.2	実装	. 40
	5.2.4 システム構成	. 41
	5.2.1 メッセージングシステム	. 40
	5.2.2 ブロックチェーン技術	. 40
第6章	評価	56
6.1	評価方針	. 56
	6.1.1 耐久性	. 17
	6.1.2 売買方法の決定可能性	. 17
6.2	評価方針	. 56
	6.2.1 処理したトランザクションの数	. 17
	6.2.2 トランザクション内の <i>μ</i> Raiden の処理能力	
6.3	売買方法の決定可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6.3.1 理論上, 決定可能な項目	. 17

6.4	考察	56
第7章	今後の展望	56
7.1	市場の問題点とその対策	56
	7.1.1 データの横流しへの対応	17
	7.1.2 取引の公開性	17
7.2	ブロックチェーン技術	56
	7.2.1 plasma	17
	7.2.2 Raiden	17
	7.2.3 Casper	17
	7.2.4 Sharing	17
7.3	IoT データ市場以外の IoT 市場	56
	7.3.1 IoT 機器へのアクチュエーション	17
第 8 章	た。 結論	56

# 図目次

# 表目次

## 第1章

## 序論

本章では、最初に本研究における背景およびその現状の問題点を述べる。そのあと、これに対する本研究の 目的とアプローチについて述べる。そして最後に、本論文の構成について示す。

#### 1.1 背景

私たちの身の回りには様々な IoT 製品が存在している。その最たる例はスマートフォンであろう。Google Now[?] は生活の中において、必要な情報を聞く前に教えてくれる技術である。例えば、夜遅くまで外にいる とき、ユーザがスマホに聞くことなく終電の時間を教えてくれる機能がある。これはスマートフォンの GPS 機能と、現在時刻、交通機関のダイヤを参照した上で通知を与えている。他にも、ウェアラブルデバイスが注 目されている。fitbit[?] は腕時計式のウェアラブルデバイスである。アプリをインストールすると、デバイス から取得した歩行数や心拍数、睡眠時間、食事、消費カロリーなどのデータを閲覧できる。他にも、車にカメ ラを取り付けることで道路上の白線の掠れを検知し、塗り直すべき白線の箇所を取得する研究 [?] がある。こ れによって、今までは別途調査が必要であった道路の白線の掠れている場所の検知が簡単になった。このよ うに、IoT 製品・サービスは様々な利益を我々に与えてくれている。そしてこれらの IoT 製品・サービスは 全て取得した IoT データから我々に有益な情報を与えてくれているのだ。この元データなしに IoT の製品・ サービスは決して生まれない。そこでこの IoT データの流動性を高めるため、IoT データ市場というものが 近年、考えられている。その市場では IoT データを事業者間で売買できるようになっていて、取引の際の手数 料をこの市場を管理する管理者へ払うようになっている。他にも、この市場に参加する際や、参加し続ける際 に管理者へ払うようになっている制度も存在する。このように一定の仲介手数料は存在するものの、IoT デー タをより簡単に調達できるようになる IoT データ市場は、買い手にとって利益をもたらしてくれるものであ る。またこの IoT データ市場は売り手にとっても、今まで自社でしか活用用途のなかったデータを販売する ことが可能になる点で、利益を得られる。このように、IoT データ市場は買い手と売り手の双方にとって利益 を享受することのできるものであるため、これから IoT 市場全体の成長に伴って出現・発展していくものと 考えられている。

#### 1.2 loT データ市場に関する問題

この便利な IoT 製品・サービスを支える IoT データの元となり得る IoT データ市場であるが、ここには問題が存在する。問題とは、管理者が存在することだ。この管理者の存在が、市場全体を不健康な状態へと導

く。詳細には、管理者が好き勝手に市場全体をコントロール出来るので、この管理者に敵対する組織はこの市場に入れない或いは入ったとしても利益が出にくいような制約を受けてしまう可能性がある。また国の市場とは異なり、公正な取引がなされているかを監視するインセンティブが管理者に存在せず、公正取引が実現されない可能性がある。また公正取引が実現されなかった場合、偽データでの詐欺などがあった場合でも、それをこのプラットフォーム上で罰することが行われない可能性も存在する。このように、現在の管理者の存在するIoT データ市場には大きな問題点が存在する。

#### 1.3 目的とアプローチ

そこで、本研究では管理者の存在しない IoT データ市場を提案、実装することを目的とする。この際、管理者のいない中での合意アルゴリズムが必要となるが、これにはブロックチェーンを使用する。また、データの買い手と売り手の間でのデータ通信が必要となるが、これにはメッセージングシステムを使用する。この二つを統合させ、IoT データ市場を作り出すことが本研究のアプローチである。

#### 1.4 本論文の構成

本論文は本章を含めて 8 章からなる。本章では IoT が我々の生活の役に立っていることと、そのためにはデータが不可欠でその市場が誕生していること、しかしそこには管理者がいるという問題点が存在することを示した。また、それに対する目的とアプローチを述べた。2 章ではこれをさらに詳細に、技術的な観点も含めて論じる。3 章ではブロックチェーン技術について簡単に述べ、今回使用する Ethereum やオフチェーン技術について触れる。4 章では提案する IoT データ市場の機能要件およびそのプラットフォーム上での取引の流れを述べる。5 章では提案する市場に関して、設計と実装を述べる。6 章では提案する市場に関して、トランザクション流通量などの定量評価を行う。7 章では今後の展望について、ブロックチェーン技術の観点と社会的な観点から論じる。8 章では本論文のまとめを述べる。

### 第 2 章

# 背景と問題意識

この章では、本研究における背景と問題意識について詳細に述べる。

#### 2.1 背景

最初に、本研究の背景について述べる。

#### 2.1.1 loT

IoTとは、物理空間の様々なモノがネットワークに繋がり、そのデータに基づいて組織の意思や他のモノの動きが決定される世界の概念を表す言葉である。特にこの一連の流れの際、人間が意図的にデータ入力をしたりデータ送信をしたりする必要がなく、これらをモノが自発的に人間にとってはシームレスに行うことを IoTという言葉で表す。そしてこの IoT は我々の生活に大きな恩恵をもたらしている。例えば既に販売されているサービスとして存在するものとして、道路事業者や交通事業者向けにその会社の自動車の GPS 情報を取得し、交通情報を提示するものがある。[1] これは、道路事業者が利用者に対する利便性の向上を、交通事業者が業務の効率化を測れるようにするものである。また、自宅の外に温度センサ取り付けることでピンポイントで温度や湿度が取得でき、その情報をスマートフォンでスマートフォンから閲覧できる製品がある。[?] これにより、屋外に出ることなく手元のデバイスですぐ外の気温を確認でき、例えば屋内で今日の服装を決定することができる。このように、我々は IoT によって様々な利益を得ている。

この便利な IoT であるが、これの思想に基づいてサービスやアプリケーションを作り上げるには、コストのかかる工程が大きく分けて3つ存在する。1つ目は Sensing、情報を取得する必要がある。交通情報の例では、各事業者の車に GPS を設置する部分がこれに当たる。また、もしある交通事業者が直近に通っていない交通区間があったとすると、その区間の交通情報を取得することはできない。温度計センサの例では、自分の家のすぐ外に温度計を設置する部分がこれに当たる。2つ目は Processing、情報を処理する必要がある。交通情報の例では、GPS から取得した位置情報があまり変わっていないようであればそこが渋滞している可能性があると判断することがこれに当たる。温度計の例では、特定の温度範囲を逸脱した場合、スマートフォンへ通知を送るようになっている部分がこれに当たる。3つ目は Actuation、情報を活かして行動する必要がある。交通情報の例では、渋滞情報を地図上にマッピングしてわかりやすく提示することがこれに当たる。温度計の例では、スマートフォンや PC 上に温度を表示することがこれに当たる。なお、ここで挙げた二つの例ではどちらもディスプレイに表示することが Actuation に当たるが、他にも「工場内で温度上昇を検知した場合、工場

内の生産機器の稼働率を下げる」ということを自動で行うこともこの Actuation に当たる。以上の流れは一般に SPA(Sensing、Processing、Actuation の略) と称され、これらを経て IoT の様々な製品やサービスは構築される。

#### 2.1.2 loT データ市場

ところで、現状はこれらを全て一つの主体が行う必要がある。これら全てで IoT サービスが出来上がるの で、当然と言えば当然だ。しかし近年、これは IoT データを売買できるプラットフォームである「IoT データ 市場」と呼ばれるものが出現している。その中の一つが EverySense[3] だ。EverySense は IoT データを売買 できるプラットフォームである。この IoT データ市場について、先の交通情報の例を使い、様々な観点から 考えてみよう。最初に、IoT データの買い手の視点に立つ。同じ道路を走る車にいくつもの GPS センサを取 り付ける必要は、企業間の垣根を取り払えば存在しない。同じ道路に同一事業者の車がいないので、その区間 の交通情報を取得するためにセンサを取り付ける必要があるのだ。もし他の会社の車の GPS 情報を買い、取 得することが出来れば、わざわざ GPS センサを取り付ける必要はない。更に、先ほどは自社の車が通ってい ない交通区間についての情報を取得することはできなかったが、情報を買うことができれば通っていない道の 交通情報も分かる。次に、IoT データの売り手の視点に立つ。今までは GPS センサを取り付けることは自社 の為のみであった。したがって、GPS センサの代金や取り付けの工事費は全て自社のコストとなり、そのコ ストは顧客の払った売り上げから賄っていた。しかし GPS センサのデータが売れることが分かれば、このコ ストの一部はデータの買い手が負担することになり、価格面で顧客サービス向上につながる。最後に、全体を 俯瞰する観点に立つ。同じ時刻に同じ場所を走行する別事業者の車両が1台ずつ、計2台が存在していたとす る。片方の会社はもう片方の会社から車両データを買えば良いので、IoT データ市場の出現によって無駄な GPS センサが 1 台減ることとなる。更に、IoT 化を進める上で不可欠なセンサが物理空間に増える可能性を 秘めているのだ。データの売り手がデータ取得の費用が全て既存の顧客が払った売り上げから賄うわけではな いと分かった場合、更に多くのセンサを車両に取り付ける可能性がある。この時、世の中全体で使える IoT セ ンサ量は増加し、世の中全体の IoT 化が今までより容易に進むようになる。このように、様々なステークホル ダに利益をもたらし得るのがこの IoT データ市場である。

#### 2.1.3 ブロックチェーン技術

ブロックチェーン技術の詳細については後の3章にて述べるが、ここではこの技術の背景と概要について述べる。詳細な理由については後述するが、IoT データ市場は管理主体が存在しないほうが望ましい。そして管理主体のいない市場を作る際は、その市場の金の流れについて全員が合意に達する必要がある。この合意に達するためのアルゴリズムがブロックチェーン技術である。合意アルゴリズムに関する研究は、現在最も有名なBitcoin[4]の開発以前も行われてきた。完全に管理主体の存在しない研究として挙げられる'b-money'[5]では、参加者の全員が受け取れる単一の歴史を示す元帳が必要であるとした。これは現在のBitcoin をはじめとするブロックチェーンのアイデアの中心となるものである。さらに、計算問題によって金を創造するという現在のブロックチェーンに使われているアイデアもこの論文にて導入されたが、提案が不十分であったため実装がなされなかった。これらのアイデアを Proof Of Work という具体的な手法で具現化し実装可能となり、作られたのが Bitcoin であり、ここで使われている技術や後に更に考案された技術が総称されてブロックチェーン技術と呼ばれている。現在ではチューリング完全で様々な暗号通貨の基軸暗号通貨プラットフォーム

として使われている Ethereum[6] やギャンブルのチップとして使われる Augur[7], 半中央集権的な Ripple[8] などもこのブロックチェーン技術によって存在している。

#### 2.2 IoT データ市場に関する問題

IoT データ市場は前述の背景を経て作られることとなったが、ここには大きな問題点が存在する。ここでは、政治的な問題点と技術的な問題点の2点に分けてその問題点を説明する。

#### 2.2.1 政治的な問題

最初に政治的な問題点について説明する。政治的な問題、それは市場に単一の管理者が存在することだ。そ して管理者の存在は主に以下の2つの問題を孕む。1つ目は市場の管理者が市場全体に対して巨大な力を持っ てしまうこと。2つ目は公正な市場の担保が難しくなることである。1つ目、市場の管理者が巨大な力を持つ ことについて考察する。市場の管理者のビジネスモデルの代表的なものの一例としては、市場参加者がデータ の売買をする際、プラットフォーム提供料として販売手数料を徴収する方法である。この販売手数料が例え ば 10% で設定されているとする。すると、データの売り手は「10% の販売手数料であれば例えば A 円で販売 し、このデータが B セット売れると考えられるので A× B 円が売り上げになる。そのためには 円のセンサ を取り付けることによって最大の利益が得られる。」という計画で販売計画を立てる。この販売計画の根底に あるものは「10%の販売手数料」という前提である。市場の管理者は他の誰の同意を得ることなしに、この 10% という値を 30% へ値上げすることが出来るのだ。勿論、この値上げについては基本契約書での取り決め や、この市場に参加するまでのやりとりによっては参加者が法的に拒否することは可能である。但し、法的に 解決するには長い期間や訴訟のための費用がかかる上、今回の IoT データ市場において司法がどのような判 断を下すかは不明瞭である。換言すると、管理者の存在が IoT 市場において本格的に商売をしようとする事 業者にとっての SPOF(Single Point Of Failure, 単一障害点) なのである。つまり、この管理者が全ての善意 の IoT 市場の参加者にとって「正しく」機能する必要があるが、このことについて確実に担保する術は存在し ない。2 つ目、管理者の存在によって、公正な市場の担保が難しいという点について考察する。一般には、公 正な市場を守るために、以下の流れが存在する。以下については、スライド作成時、証券取引等監視委員会事 務局の特別調査課長であった目黒克幸氏のスライド [9] を参照した。

- 1. 立法権を持つ国会が公正な市場を実現するための法整備を行う。
- 2. 金融庁の証券取引等監視委員会が、法律にもとづいて実際の市場の監視・調査を行い、問題があれば告発する。
- 3. 告発された内容に基づいて地方検察庁が起訴を行い、裁判所によって裁判が行われる。

もし IoT 市場においてもこの流れを踏襲する場合、この流れにおける全てのステップを、今回の IoT 市場は市場の管理者が担当することとなる。我が国では立法権、行政権、司法権と独立した3権の行う権利行使を一つの市場管理者が行使するのだ。これで公正な取引が担保される可能性は大きく減る。例えば市場の管理者にとって、ビジネス的に敵対する事業者が市場に参入しようとしたとする。あるいは、市場において有力な参加者がある事業者を排除しようと、市場の管理者に何らかの方法で参入しないように圧力を加えたとする。これに応じた管理者は、新規参入しようとした特定の企業を排除するような制約を参加する企業に課すことが出来る。もしこのようなことを立法が行おうとし、それが憲法に違反しているようであれば司法がこれを許すこと

はない。しかし、三権が一つの管理者に集中しているこの IoT 市場は、この参加制約を簡単に作り出せてしまう。さらにもう一つの例を考えてみる。偽データと思われるデータを販売していたある事業者がいたとしよう。そのデータを買っていた被害者と思われる事業者が市場の有力者であれば、管理者は参加者の風評などを恐れて調査・処罰に乗り出すかもしれない。ただ、偽データ販売の規模が小規模で被害者が小さな力の持たない事業者であった場合、管理者がこれを調査・処罰するインセンティブは存在しない。むしろ、調査はコストがかかるので、調査にはマイナスのインセンティブが存在する。証券取引等監視委員会であれば、小規模であっても風評等に関わらず、調査する。ここにも証券取引等監視委員会が調査するインセンティブは存在しないが、法律によって調査することが義務付けられているので調査を行う。それに対し IoT データ市場が偽データ販売について調査を行うことはあくまでサービスであり、法律によって義務付けられているものではない。つまり、現状の IoT データ市場では公正なデータの流通について必ず調査や監視が行われ、処罰される仕組みを作ることは不可能であるのだ。以上、管理者の存在による IoT データ市場の政治的な問題点を大きく分けて二つの観点から述べた。

#### 2.2.2 技術的な問題

可用性とセキュリティの観点から、管理者の存在する IoT 市場の問題点について述べる。最初に、可溶性 の観点から述べる。IoT 市場は一瞬であろうと市場取引やデータ送信が止まる事は望ましくない。だが、特 定の一つの管理者のプラットフォーム上で動く以上、稼働率 100% を担保することは難しい。例えば、クラ ウドサービスとして有名な AWS(Amazon Web Service) の EC2 などの稼働率に関する SLA(Service Level Agreement) は最高で 99.99% である。この 99.99% を割り込んだ場合、サービスクレジット率の 10% がこれ から AWS の製品を使う上で使える金となる。仮に稼働率をこの SLA の 99.99% とした時、1 年間で AWS が 稼働していない時間は 52.56 分である。オンプレミス環境と比べて可用性に比較的信頼が置かれているクラウ ドでさえ、1年単位で考えると1時間弱程度のダウンタイムは仕方がないとAWSは考えている。この1時間 弱の間にどれほどの裁かれるべきデータ送信が滞るのか。IoT データは逐次飛んでくるものであるので、この 時間の間に大量のデータ送信が滞ってしまうことは想像に難くない。また今回はクラウドを想定したが、管理 者がクラウドサービスを使い可用性を 100% に限りなく近づけるような努力がなされているかどうかは市場の 参加者からはチェックすることができない。このように逐次的に大量のデータが流れ、それが止まってしまう と大きな問題の起こる IoT データ市場においては、単一の管理主体がその市場全体を管理することは望まし くない。次に、セキュリティの観点から述べる。当然、管理者であっても買っていないデータを勝手に閲覧す ることは許されない契約を市場の参加者と管理者間で結ぶだろう。ただ、それであっても管理者が売買データ を見ることが可能である。また、どの企業がどのようなデータを買っているかについても、管理者は全て見る ことができる。これは管理者が悪意を持っていない前提ならば問題のない話であるが、悪意を持っていた場合 は参加している事業者の IoT 戦略が全て管理者に筒抜けであることを意味する。またセキュリティの脆弱性 を突かれた場合、取引データが管理者のデータベースから抜かれた時には事業者間のプライバシーである取引 履歴が、IoT データが抜けれた時には販売価値のある IoT データがそれぞれ不特定多数の人間によって見ら れる可能性を含んでいる。このように、単一の管理者が多くの流出を避けるデータを持つことはなるべくあっ てはならない。以上2点について、単一管理者の存在する IoT 市場の問題点について技術的観点から述べた。

#### 2.2.3 まとめ

本章では IoT が我々の生活の役に立っていることと、そのためにはデータが不可欠でその市場が誕生していることを述べた。しかしそこには管理者がいるという政治的な、技術的な問題点が存在することを示した。そしてこの状況を改善するために、ブロックチェーン技術というものがあることを示した。

### 第 3 章

# ブロックチェーン技術

本章では、本研究で用いるブロックチェーン技術について述べる。最初に仕組みや説明を述べ、その技術が持つ問題点や現状の政治的な問題点について述べる。その後、ブロックチェーン技術を最大限に活用するための技術であるオフチェーン技術について述べる。そして、ブロックチェーン技術を用いた暗号通貨の代表的なものについて説明を行う。最後に、本章のまとめを行う。

#### 3.1 仕組み

本節では、ブロックチェーンの仕組みについて述べる。また詳しくは後の??項にて後述するが、ブロックチェーンにはいくつかの種類が存在する。ここでは特に指定のない限り、中央集権的な機関の存在しない、パブリック型ブロックチェーンについての説明を行う。

#### 3.1.1 P2P 通信

ブロックチェーンは P2P 通信によって行われる。この P2P 通信とは、対等の端末間で行われる通信のこと である。通常のネットワークサービスは、クライアント・サーバ型と呼ばれる通信機能によって運営されてい る。サーバ側ではサービス運営者がサービスや機能を提供するアクセス可能なコンピュータであるサーバを設 置し、このサーバ上でサービスが運営される。例えば慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにて使われている学事 システムの SFC-SFS では、履修可能単位の閲覧機能、履修単位申告機能、履修者が過剰になった時の選抜機 能などを提供している。この機能を運営しているコンピュータを一般に、サーバと呼ぶ。これに対し、利用者 はクライアント側となる。クライアントとは、サーバに対してそれが持つ機能を使わせてもらうためのリク エストを送るコンピュータのことである、SFC-SFS の例では、学生がサービスにアクセスするために使うス マートフォンや PC などがこれに当たる。つまり、サービスの提供者側であるサーバと消費者側であるクラ イアントで役割が分かれていることが特徴だ。このような形で通常のネットワークサービスは運営されるが、 P2P サービスはこれと異なる。P2P サービスでは、通信する端末間の関係が対等である。つまり通信する双 方が同じ機能を持ち、相手へサービスを提供する一方で、相手からサービスを受けているという状況が発生 しているのだ。P2P サービスの例として、インターネット回線を使った通話アプリが存在する。P2P の通話 サービスの場合、A の端末と B の端末で通話を行なっている時、この通話アプリを提供している会社は二人 の会話中の通信について関与していない。双方ともが自分の音声を相手へ提供する機能と相手の音声を受け取 る機能を持つ、つまりクライアント・サーバ型の両方の機能を双方が持っているのだ。以上が P2P 通信の特

徴である。ブロックチェーン技術は中央集権を持たない環境での分散台帳技術であるが、これには P2P 通信が使われている。したがって、全ての参加者がサービスの使用者としての役割のみならず、サービスの提供者としての役割も持っているのだ。

#### 3.1.2 デジタル署名とアドレス

デジタル署名とは、あるメッセージが署名した人によって作られたかを検証する仕組みである。ここでは「A が自分の 3BTC(Bitcoin)を使いたい」と主張する時に、それが本当に A の発言であるかを担保するのがこのデジタル署名の役割である。代表的なブロックチェーンである Bitcoin や Ethereum では ECDSA(楕円曲線 DSA, Elliptic Curve Digital Signature Algorithm)を利用しており、これについて説明を述べる。(!!!後に参照する図を挿入のこと!)

$$y^2 = x^3 + ax + b (3.1)$$

以上が楕円曲線について一般的に表される式である。この中でも Bitcoin や Ethereum が用いる規格である secp256k1 曲線は a=0, b=7 であるため、以上の方程式は

$$y^2 = x^3 + 7 (3.2)$$

上記のように表される。また楕円曲線の加算の定義として、点 A と点 B を加算することを考える。この時、加算後の座標は点 A と点 B とを通る直線のもう一つの交点の x 軸に関して対称移動させた点である。したがって点 A と点 B が同一座標の点 G であるとき、その接線と楕円曲線との交点を x 軸に関して対称移動させた点は G+G=2G となる。x を定めており、そこから秘密鍵 x を掛け合わせた x なるの時、楕円曲線上の離散対数問題によって秘密鍵から公開鍵を導出することは容易であるが、逆の公開鍵から秘密鍵を導出することは難しいことが知られている。この秘密鍵を使い、「自分の x Bitcoin を使いたい」と主張することによって、利用者は自分の x Bitcoin を使用する事が可能となる。この主張を行う際の署名値は以下の式によって導かれる。

$$S = \frac{h + kR}{q} (modp) \tag{3.3}$$

q: 一回のみ使われる乱数  $(1 \le q \le 2^2 56 - 2^3 2 - 977)$ 

h:取引情報のハッシュ値

k:送信者の秘密鍵

R:一時的な公開鍵の x 座標

p:楕円曲線のx座標がこれより大きくならないための値で素数

そしてこれらの値のうち、 $S \ge R$  が署名となり、ブロックチェーン上で周知される。この主張が本人のみ知り得る秘密鍵を使って行われたものかを確認する際は、以下の式を使って検証する。

$$Q = \frac{hG}{S} + \frac{RK}{S}(modp) \tag{3.4}$$

S, Q, R: 送信者から受け取った署名

h:取引情報のハッシュ値

G: secp256k1 のベースポイント

K:送信者の公開鍵

p:楕円曲線のx座標がこれより大きくならないための値で素数

以上の式において、Qの x 座標が送信者が送信した R の座標と一致する時、この署名は正しいものであると検証される。また、この公開鍵を Bitcoin や Ethereum では Keccak256 ベースのハッシュ関数によってハッシュ化し、そのハッシュ値の末尾 20 バイトを抜き出したものがアドレスとして使われる。そして「そのアドレスに対して、3BTC を送金する」と主張できるようになり、このアドレスの管理者 (つまり元の公開鍵や秘密鍵を持っている者) がその後、「ここで受け取った 3BTC を使う」と主張できるようになるのだ。(!!!後に参照する図を挿入のこと!)

#### 3.1.3 ブロックチェーン技術

ブロックチェーン技術の詳細については後の3章にて述べるが、ここではこの技術の背景と概要について述べる。詳細な理由については後述するが、IoT データ市場は管理主体が存在しないほうが望ましい。そして管理主体のいない市場を作る際は、その市場の金の流れについて全員が合意に達する必要がある。この合意に達するためのアルゴリズムがブロックチェーン技術である。合意アルゴリズムに関する研究は、現在最も有名な Bitcoin[4] の開発以前も行われてきた。完全に管理主体の存在しない研究として挙げられる'b-money'[5] では、参加者の全員が受け取れる単一の歴史を示す元帳が必要であるとした。これは現在の Bitcoin をはじめとするブロックチェーンのアイデアの中心となるものである。さらに、計算問題によって金を創造するという現在のブロックチェーンに使われているアイデアもこの論文にて導入されたが、提案が不十分であったため実装がなされなかった。これらのアイデアを Proof Of Vork という具体的な手法で具現化し実装可能となり、作られたのが Vork Bitcoin であり、ここで使われている技術や後に更に考案された技術が総称されてブロックチェーン技術と呼ばれている。現在ではチューリング完全で様々な暗号通貨の基軸暗号通貨プラットフォームとして使われている Vork Ethereum[6] やギャンブルのチップとして使われる Vork Augur[7]、Vork Vork Vo

#### 3.1.4 トランザクション

ここでは、Bitcoin を例にとトランザクションについて説明を行う。ブロックチェーン上の記録は、全てトランザクションという単位毎に格納される。つまり、「A が B に 3BTC を渡した」という記録が一つのトランザクションに格納されるということだ。このトランザクションはインプット部分とアウトプット部分、そしてその他の部分が存在する。インプットには、当該トランザクションのトークンの出所が存在している。例えば、「A が 3BTC を使う」と申し出たとしよう。この時、ネットワーク全体が「A は 3 BTC 以上持っている」ということが分からないと、A が 3BTC 使うという行為は認められない。ここで「3BTC 以上持っている」ということは、換言すると「3BTC 以上を誰かから送金された過去があり、その BTC は未だに使用されていない」ということである。この「未だに使用されていなく、その所有者が未だ使える状態」のトランザクションのことを Bitcoin では UTXO(Unspent Transaction Output) と呼ぶ。この UTXO を使おうとする時は、トランザクションのインプットに UTXO の存在する場所を明示することで、UTXO を使う事ができる。つまり、インプットはトランザクションの送金における払い手に当たる情報が入る部分と言える。次に、アウトプットについて説明する。アウトプットはトランザクションの送金における受け取り手に当たる情報が入る部分である。前項で述べたように、受け取り手の情報はアドレスによって表される。したがって、「A が B に 3BTC を渡した」あとで未だに B がこれを使っていない状態の時、このトランザクションのアウトプットの署

名欄には Bitcoin アドレスが存在している。その後、「B が C に 3BTC を渡した」とすると、先ほど Bitcoin アドレスが書かれていた署名欄には Bitcoin アドレスの素となった公開鍵とこの公開鍵に対応する署名値が代入される。つまり、あるアウトプットが UTXO であるか否かの判断はこの署名欄に Bitcoin アドレスがあるか公開鍵と署名値が存在するかの違いによって行われる。このようにしてトランザクションは管理される。

#### 3.1.5 ブロックとマイニング

ここではブロックとマイニングについて説明を行う。ブロックチェーン技術は情報の記録を単一の歴史を共 有することによって、参加者の合意できる台帳管理を行おうとする技術である。この単一の歴史を刻む歴史書 の 1 ページが 1 ブロックに当たる。現在の Bitcoin では 10 分に 1 回、Ethereum では 15 秒に 1 回、それぞ れのペースで新しいブロックが生成される。このブロックにはトランザクションが 0 個以上含まれており、そ の処理内容が単一の歴史として刻まれる。そしてブロックチェーン技術はこの方式によって、二重支払い問題 を解決している。A が 3BTC を持っている時、同時に「A が B に 3BTC を払う」と「A が C に 3BTC 払 う」というトランザクションを発行しようとしたとする。しかし、ブロックが生成される際にのみ送金の処理 は行われるため、ネットワークの遅延等の影響によって二つのトランザクションが承認されることはあり得な い。また、各々のブロックはヘッダに前のブロック情報をまとめたハッシュ値を持っており、どのブロック の次に繋げられたブロックであるかを明示している。このブロックがチェーンのように何個も連なることに よって、ブロックチェーンという分散管理台帳が形成されていく。そしてこのブロックが生成される際に行わ れることが、マイニングと呼ばれる行為である。そしてブロックの生成を行おうとする者をマイナーと呼ぶ。 ブロック情報をまとめたハッシュ値の中には、ナンスと呼ばれるブロックのマイナーが付加する 32bit の数 値が存在する。このナンスを含めたハッシュ値が、一定の数だけ頭に 0 を持つようにすることによって、そ のブロックは正当なブロックであると承認されるようになっている。例えば、ビットコインのメインネット ワークにおいて 553582 番目に生成されたブロックの情報について見てみる。以下は Bitcoin の現在の統計情 報などを提供している https://www.blockchain.com/ja/ から取得した情報である。すると、ハッシュ値は 「00000000000000000001b0218ca2b54e9809b5d948864c5bd1e657e5aa09f438f」となっている。そしてこの時 のナンスの値は「4142738813」となっている。ブロックの持つトランザクションのハッシュ値などの情報に、 このナンス値を足したところ、このように頭にいくつもの0がつくハッシュ値を見つけ出せたのである。この 時この様々なナンスの値を取り付け、0が頭に一定数以上つくハッシュ値を見つけ出す行為について、マイニ ングと呼ぶ。そしてこのマイニングという行為によって、ブロックチェーンにおける改竄可能性を防いでいる のだ。現在 (2018-12-13 00:46:30)、マイニングは 16 進数において頭の 18 文字に 0 が続く場合、ブロックが 生成されるようになっている。つまり、最新より一つ前のブロックのハッシュ値をブロックに含めて  $16^1$ 8 回 の演算を行うことで最新のブロックを無効にでき、自分の思い通りのブロックを提出する事ができる。しか し、2 つ前のブロックを変更しようとするときはどうだろう。Bitcoin の各参加者は、ブロックがもっとも長 く連なったブロックチェーンを信用するように設計されている。つまり2つ前を変更するには、新しく2つ分 のブロックを生成しなくてはならないのだ。この時に必要な計算量は  $16^{(18 \times 2)}$  となり、難易度は格段に上 昇する。これがさらに3つ前、4つ前.. となっていくと、事実上変更は不可能となる。よって3BTCを払い、 その対価としてのサービスを受けたのちにその支払った BTC を取り返すために新しいブロックを作り直す行 為は、ブロックが一定数以上深くなった場合においては不可能である。つまり理論的にブロックの改竄は可能 であるが、それは実際にはそれを行うことは極めて難しいということである。これがブロックチェーンの参加 者が公開台帳を信用する理由であり、改竄耐性を持つという理由である。このようにしてブロックは生成さ

れ、ブロックチェーンは管理される。

### 3.2 問題点

ここでは、前半の 2 項で技術面から見たブロックチェーン技術の問題点を述べる。その後、後半の 2 項で政治面から見た問題点を述べる。

# 参考文献

- [1] 株式会社日立製作所, 交通データ利活用サービス, http://www.hitachi.co.jp/products/it/lumada/solution/lumada\_s\_010044.html (参照 2018-12-13)
- [2] 株式会社セラク, Thermo-Cloud, http://www.seraku.co.jp/iot-ps/thermo.php (参照 2018-12-13)
- [3] EverySense,Inc., EverySense, https://every-sense.com/ (参照 2018-12-13)
- [4] Satoshi Nakamoto, "Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System", http://wfc-knowledgecentre.com/wp-content/uploads/2016/07/Bitcoin-A-Peer-to-Peer-electronic-Cash-System.pdf(参照 2018-12-15)
- [5] W. Dai, "b-money", http://www.weidai.com/bmoney.txt, (参照 2018-12-15)
- [6] Vitalik Buterin, "A NEXT GENERATION SMART CONTRACT & DECENTRALIZED APPLICATION PLATFORM", https://whitepaperdatabase.com/wp-content/uploads/2017/09/Ethereum-ETH-whitepaper.pdf, (参照 2018-12-15)
- [7] Jack Peterson, Joseph Krug, Micah Zoltu, Austin K. Williams, and Stephanie Alexander, "Augur: a Decentralized Oracle and Prediction Market Platform", https://www.augur.net/whitepaper.pdf, (参照 2018-12-15)
- [8] David Schwartz, Noah Youngs, Arthur Britto, "The Ripple Protocol Consensus Algorithm", https://ripple.com/files/ripple\_consensus\_whitepaper.pdf, (参照 2018-12-15)
- [9] 目黒 克幸, 証券市場と市場監視の役割 証券市場と市場監視の役割—真の規律が効いた市場の実現を目指して—, https://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/20101117-1.pdf (参照 2018-12-14)